

報告第 1 号

令和 6 年度（2024 年度）町田市一般会計補正予算（専決第 3 号）の専決処
分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年（2025 年）2 月 20 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（専決第3号）に関する専決処分書

令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（専決第3号）を別紙のとおり定めることにつき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）1月10日

東京都町田市長 石 阪 丈 一

令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（専決第3号）

令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,684,775千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,481,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年（2025年）1月10日専決処分

東京都町田市長 石 阪 丈 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		千円 36,309,156	千円 1,684,775	千円 37,993,931
	2. 国庫補助金	4,110,615	1,684,775	5,795,390
歳	入	合	計	
		190,797,147	1,684,775	192,481,922

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 民生費		千円 95,839,478	千円 1,684,775	千円 97,524,253
	3. 生活保護費	16,755,349	1,684,775	18,440,124
歳 出	合 計	190,797,147	1,684,775	192,481,922

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	3. 生活保護費	住民税非課税世帯給付金支給事業	千円 673,991